

平成18年12月14日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は32人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり4件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願については総務委員会に、請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願については経済建設委員会に、請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ建設を求める請願については経済建設委員会に、請願第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書の提出を求める請願については文教厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 辻本君、13番 松浦君、25番 岡勲君の3人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程

第45 認定第44号 平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計決算の認定について までの44件

○議長（上田順康君）日程第2 認定第1号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第45 認定第44号 平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計決算の認定について までの44件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました44件の平成17年度各会計決算の認定については、去る9月定例会において設置されました17年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していただいております。本件について、委員長の報告を求めます。

平成17年度決算審査特別委員会委員長 20番 山田君。

〔20番（山田哲弥君）登壇〕

○20番（山田哲弥君）皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告を行います。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となった認定第1号から認定第44号までの平成17年度各会計決算の認定44件について を審査するため、10月16日、17日、18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、認定第1号、第2号、第14号、第17号、第25号は賛成多数で原案認定。第3号から第13号、第15号、第16号、第18号から第28号、第30号から第44号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

認定第1号 橋本市一般会計については、歳出において、路線バス運営補助金について、コミュニティバスをより一層充実することにより削減できるのではないかととのただしがあり、路線バスについては、市内2路線に対

し補助を行っているが、コミュニティバスは交通の空白地帯の運行を目的としている。そのため、民間事業者への影響、バス停設置等の問題を考慮し、将来的に交通体系全体の中で検討したいと考えているとの答弁がありました。

合併準備に伴う電算システムの改修等について、どのような方向性を目指し取り組み、また、経費削減などの程度の目標を設定しているのかとのただしがあり、可能な限りペーパーレス対応するなどの経費削減、人件費削減及び事務の迅速化を目的としており、電子化によりどの程度の効果が得られるか等、今後整理したいとの答弁がありました。

交通バリアフリー基本構想が策定されたが、特に橋本駅舎について構想実現に向けた事業者の理解はどの程度あるのかとのただしがあり、JR、南海の2事業者及び和歌山県を含め協議を重ねており、JRが中心になって、跨線橋、エレベーター設置について、経費の算定及び技術的な可能性について現在調査いただいているとの答弁がありました。

市史編さんに係る委員報償金が約450万円支出されているが、どういう資格を持った方がどのような業務を行っているのか、また、委員会は何人で構成されているのかとのただしがあり、平成18年度刊行予定である近世編Ⅱについて、市民から関係書類を借り受け、複写、検討するといったことで進めている。業務に当たり専門知識が必要になるため、委員については、大学、高校、中学校等でそれら知識を有する方をお願いし、会長外11名で委員会を構成しているとの答弁がありました。

保育所入所委託料約2,300万円の事業内容についてただしがあり、市内在住の乳幼児は市内の保育所に入所いただくのが基本であるが、保護者の就労の関係で、市外の勤務地

の保育所に入所する場合の経費である。委託料については、年齢別の保育料金をもとに支払っているとの答弁がありました。

合併浄化槽について、設置整備補助金が2,011万2,000円支出されているが、どれぐらい設置されたのかとのただしがあり、5人槽24基、7人槽27基、10人槽1基で、計52基が設置されているとの答弁がありました。

地籍調査について、地域の実情をよく知る方が年々少なくなる状況の中、昨年、くいを関係者に配付して取り組む方法について提案されたが、どの程度進んでいるのかとのただしがあり、はじめての取り組みであるため、平成18年度7月に各区長に要領を配付し、谷奥深をモデル地区として進めている。また、意向調査の結果、約半数の地区が早い機会に実施したいとのことであり、19年度から本格的に取り組みたいとの答弁がありました。

公園管理業務の委託内容と委託先についてただしがあり、運動公園を含む都市公園37カ所の管理業務であり、橋本市文化スポーツ振興公社に委託しているとの答弁がありました。

木造住宅耐震改修事業に係る補助件数とPR方法についてただしがあり、無料耐震診断を実施した60戸のうち、診断結果が0.7未満であった37戸が補助対象となり、そのうち1戸に対し補助を行っている。啓発については、全般的には市広報、回覧等、さらに、耐震診断の申し込み者に対しては、申請用紙配付時及び診断結果送付時に実施しているとの答弁がありました。

地滑り自動観測システムについて、予測される地滑りの規模、また機器の耐用年数等考慮し、新たな機器、システムを導入する必要はないのかとのただしがあり、観測箇所は清水地区の地滑り危険区域として指定されているが、問題発生から20年以上経過し落ちつ

いた感もあるが、国、県、専門家の意見もお聞きし、今後、善後策を講じたいとの答弁がありました。

教育用コンピュータについて、小・中学校、また、整備と補修委託等それぞれ別々に契約しているが、経費削減のため一本化できないのかとのただしがあり、小学校、中学校で導入年度や補修内容が違うため別々になっているが、経費削減のため一本化できるよう努力したいとの答弁がありました。

橋本給食センターについて、直営の場合と民間委託後の経費比較についてただしがあり、直営時の経費である正職員17名の人件費、賃金共済費、配送委託料等に対し、民間委託後の経費は、調理配送業務委託料、正職員2名の人件費等となり、給食センター単独で比較すれば6,795万8,000円の減となる。市全体で比較した場合、正職員15名の人件費は配置替えのための減にならないが、その配置により嘱託・臨時職員数が減となるため、単年度で375万6,000円の減になっているとの答弁がありました。

最近、親を通じたいじめがあると聞くが、実態を把握しているのかとのただしがあり、そういう事例があったことは把握しており、親同士の間関係の希薄さが子どもの人間関係に影響する場合もあると考えている。子育て支援、人権教育等、子どもを健全に育てるため、保護者の理解、協力も必要と考えているとの答弁がありました。

歳入において、地方交付税の16年度と17年度の比較についてただしがあり、地方交付税のうち普通交付税については、平成16年度から36億9,336万8,000円、平成17年度が38億5,851万1,000円で、旧橋本市では4.5%の増となっているが、市民病院の改築に伴う起債償還額の増加及び私立保育園の新設に伴う基準財政需要額の算入額の増加が主な増加要因であ

る。また、特別交付税については、一部が旧市・旧町会計に、残りが新市会計の収入になるため、合計額で比較すると0.3%の増となっているが、合併推進経費が約2億円弱算入されているにもかかわらず、ほとんど増減がないため、実質的には2億円減っている状況である、交付税の状況は年々厳しくなっているとの答弁がありました。

ごみ袋の販売によってどの程度の利益を上げているのかとのただしがあり、ごみ袋の販売額と仕入れ額のみで比較すると、可燃ごみ大袋で7円47銭、小袋で4円34銭、ペットボトル用大袋で7円27銭の利益となるが、他に人件費等の経費がかかっているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、歳入では、市当局は地方交付税の大幅な減額を主な理由として合併を推進すべく説明してきたが、本決算では大幅減額となっていない点。また、歳出においては、清水西畑線整備の事業開始、橋本学校給食センターの民間委託等、市民の立場に立った決算となっていない点において、本決算の認定に反対するとの討論がありました。

反対の立場から、一部事務組合による「わかくさ寮」の建て替えに伴い、負担金を支出しているにもかかわらず実質違った運用を行っており、議会の予算審議の権利を無視したような行為をされているため、本決算の認定に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、いくつかの問題点はあるが、財政難、また合併による混乱の中で、さまざまな経費削減に取り組んでいることから、本決算の認定に賛成するとの討論がありました。

認定第2号 橋本市国民健康保険特別会計について は、短期保険証及び資格証明証の発行状況についてただしがあり、短期保険

証の発行に該当する世帯は647世帯で、発行件数が289件、資格証明については8件であるとの答弁がありました。

レセプト点検委託料は当初予算では443万円計上していたにもかかわらず、決算では197万3,964円の支出で済んでいる理由についてただしがあり、当初予算は前年度の契約業者から見積額を計上したが、年度当初において数社から見積もりを徴した結果、新たな業者と前年比52.7%の低単価で委託契約が締結できたためであるとの答弁がありました。

認定第3号 橋本市簡易水道事業特別会計について は、質疑、意見等はありませんでした。

認定第4号 橋本市国民宿舎特別会計について は、公債費の償還最終年はいつか、また、その償還分も含めて指定管理者と協定を交わしているのかとのただしがあり、現在の借入残高は1億6,000万円で、平成29年度に終了予定である。指定管理者とは元利償還、使用料も引き継ぎ継承すると協定しており、若干の不安定要素もあるが、指定管理者が引き続き経営努力をしているとの答弁がありました。

認定第5号 橋本市住宅新築改修資金貸付事業特別会計 から、認定第11号 橋本市土地区画整理事業特別会計について は、質疑、意見等はありませんでした。

認定第12号 橋本市介護保険特別会計について は、保険料の減免で介護保険条例第10条第5号に規定している特別な理由についてただしがあり、65歳以上の一人当たりの年間収入が48万円以下の方が適用となる。この基準は、国が定めた減免理由のほかに、収入が少ない方を減免できるよう、本市として特別に定めたものであるとの答弁がありました。

不納欠損額314万7,600円について ただしがあり、件数は759件で、平成14年の8期分か

ら平成15年の6期分であるとの答弁がありました。

認定第13号 橋本市介護サービス事業特別会計について は、質疑、意見等はありませんでした。

認定第14号 橋本市水道会計について は、大規模開発に伴う人口の増加を予測し、大滝ダム建設の負担金を支出しているが、その上、白屋地区の地滑り対策費として2.9%の負担がある。今後、それ以外の地区の地滑り対策費として新たな負担金が懸念されるがいかにかとのただしがあり、大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会の提言で、白屋地区以外の地滑り対策について検討する必要があるということで、現在、詳細設計に入っているようであるが、規模、金額は未定である。できれば計画変更を出さずに、今払っている負担金でやっていただきたい旨、常々、国、県に対し強く要望しているとの答弁がありました。

認定第15号 橋本市市民病院事業特別会計について は、質疑、意見等はありませんでした。

認定第16号 橋本市指定訪問看護事業会計について は、給与、手当等で他市の訪問看護ステーションの職員の待遇に比べ、本市職員の待遇が劣ると思う、そういうことが職員募集をしても応募がないことに影響があるのではないかとのただしがあり、職員の待遇問題については、嘱託職員で運用していることから、正規職員に切り替えてということは考えていない。ただ、民営とのバランスの中で、賃金対応については大変な利益を上げているので、看護師から訪問看護ステーション職員は待遇がいいと思える程度でもよいので、職員にプラン作成を指示しており、できるだけ速やかに実施できるよう取り組みたいとの答弁がありました。

認定第17号、高野口町一般会計について

は、歳出において、決算書歳出の備考欄の各項目において203カ所も流用と記載されていることについて ただしがあり、予算編成時にはできるだけ詳細に査定しているが、急に必要となった場合等に流用が可能となっている。ただ、地方自治法施行規則で、決算明細書の記載は款項目を対象とし、節の記載は不要となっているため、旧橋本市はそれに基づき表示しているが、高野口町の決算書は節まで丁寧に表示していることによるものである。旧市も節まで表示すればかなりの件数である

との答弁がありました。

退職手当事務組合への負担金は加入負担金と負担金に分かれているが、その内訳について ただしがあり、加入負担金は、高野口町において、将来の団塊の世代の退職者の増及び財政状況を鑑み、平成13年度から当組合に加入している。途中加入のため金額が大きく、加入時から10年間の分割で支払っている。負担金については当年分の通常の組合負担金である

との答弁がありました。

災害工具セットの支出内容について ただしがあり、自主防災組織の結成をいただいた8自治会に対し、県の補助金をいただき、1自治会当たり24万1,500円相当額のハンマー、スコップ、ヘルメット、担架等の工具を配付した

との答弁がありました。

集会所整備費の集会所新築工事費として7,972万4,000円の予算が計上され、うち5,533万4,000円の不用額になった減額内訳について ただしがあり、予算計上されたのは、田原集会所1,500万円、応其集会所1,700万円、下中集会所4,772万4,000円で、そのうち平成18年2月までの支出済額が、田原集会所409万円と下中集会所2,030万円の計2,439万円で、残り5,533万4,000円が不用額となっている

との答弁がありました。

合併により旧市、町の職員の給与の格差是

正について ただしがあり、合併前に旧市、町の執行部と両市町の労働組合で合同交渉を行い、3カ年で是正していく方向で合意に達している。運用については、旧橋本市で平成17年1月に給料の運用の改定を行っており、新市においてもそれを基準として給与の運用をしていきたい

との答弁がありました。

高野口、応其、信太各地区自治会長報償費の内訳について ただしがあり、高野口町の各区長118名に対する報償費で、一人当たり4万3,000円を支払っている。なお、新市において会長報償費は予算計上していない

との答弁がありました。

ボランティア養成等事業委託料の事業内容について ただしがあり、地域福祉ネットワーク事業として、県の補助金を受け、平成15年から3カ年の継続事業で実施している。地域におけるボランティア活動などの地域住民の福祉活動への支援、また、地域住民が相互に協力し要援護者に対して支援を行うネットワーク事業づくり等であり、内容は、コスモス畑の「花の里事業」、ボランティア情報誌の発行、手話通訳の養成等の事業である

との答弁がありました。

産業廃棄物処理委託料で1,294万9,985円支出しているが、本来は産業廃棄物については排出する業者がその責任で負担することになっているのではないか。また、処理に係る費用の実質の収支状況について ただしがあり、廃棄物処理法第11条の2で産業廃棄物を一般廃棄物とあわせ町で処理することは認められており、高野口町では過去の歴史から、政策上、町の地場産業であるパイル織物を保護する立場で、町で出た繊維くずについては条例で規定して処理している。収支については、一袋200円で販売し、クリーンセンターへ持ち込んでいただき、町が処理業者に委託し処分している。袋の販売手数料は412万2,000円で

あり、実質収支赤字であるとの答弁がありました。

広域ごみ施設対策費の用地買収費1,684万3,000円並びに物件補償費3,335万4,000円は法的に買収する必要がなかったのではとのただしがあり、広域ごみ処理施設建設地より500m圏内に居住されている方に対して転居していただくための補償費等である。法的に問題はないが、この方については、身近に環境問題や精神的不快感等の影響が大きく、また、旧建設省の指針の中で、法的には問題ないが好ましくないというマニュアルも出ており、建設同意をいただいている大野20区の方からも善処してほしいとの要望があり協議しておりましたが、最終的に転居していただくことで話し合いがまとまり買収したとの答弁がありました。

伏原田原線第2期工事の道路の全体計画、進捗状況及び財源内訳について いただきがあり、伏原田原線の全体の延長は2,010mである。京奈和の側道から市道高野口2号線の340mの区間を認可変更して道路整備するもので、現在つかんでいる事業費は13億2,000万円で、約27.6%の進捗状況である。財源内訳は、地方道路整備臨時交付金として55%の国庫補助金、残りは地方特定道路整備と合わせて45%が起債対象となる の答弁がありました。

高野口小学校改修改築設計委託料3,780万円は、何社で入札し、落札率は何パーセントであるのか のいただきがあり、委託業者はNPO法人環境創造サポートセンターで、入札ではなく随意契約した の答弁がありました。

歳入において、税の収入未済額が3億1,115万7,886円もあるが、税収が少なくなっている中、納税業務についての啓発、また今後の徴収体制についてどう考えているのか のいただきがあり、この決算については調定額は

1年間の額を計上しているが、収入済額は2月末をもって打ち切り、決算、出納閉鎖を行った関係で、まだ納期が来ていない特別徴収分の2月分（納期3月10日）、3月分（4月10日）があり、その分が未収となり多額の未収金が発生した。現在取り組んでいる収納対策として、納税相談、夜間・休日の徴収、一斉の電話督促、窓口相談等、正規職員と嘱託職員6名がマンツーマンで各地区に出向き、納税指導の徹底を図るとともに、毎月、各地区の担当徴収員とヒアリングを行い、スリーピングをしている滞納者の掘り起こしを行っている。今後、本年度より設立された和歌山地方税回収機構へ移管することへのアナウンス効果と地方税法第48条の個人県民税・市民税に係る徴収、滞納処分の引き継ぎということの中で、県と共同での徴収体制の強化を図っていきたい の答弁がありました。

公営住宅使用料の収納率と一番多い滞納者の滞納年数と滞納額について いただきがあり、公営住宅の現年分の収入未済額は1,193万2,000円で、3月分の調定額も含め65.18%である。長期の滞納者は17年3カ月で、最高の滞納額は229万8,470円となっている。その方については再三、直接会い指導を行っているが、応じてくれない状況である。合併を機に、滞納者には法的手段をとりたく準備している最中である の答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、流用箇所が非常に多いことについて、今後改めるべきである。また、集会所の建設、職員給与の引き上げ、広域ごみ処理施設建設の附帯工事等の支出について、財政が厳しい中、徹底して見直すべき箇所が見られるということで、本決算の認定に反対する の討論がありました。

認定第18号 高野口町国民健康保険事業特別会計 から、認定第27号 高野口町介護保険特別会計について は、質疑、意見等はあ

りませんでした。

認定第28号 高野口町水道事業会計については、事業報告書の中で、安定供給を行うための施策として、各施設の整備及び改修工事、石綿セメント管の布設替えを実施したとあるが、鉛管の状況はどうかとのただしがあり、下水道工事の改良時にあわせて布設替えを行っている。町内5,556戸のうち約1,000戸で、1戸当たり4m程度として4,000mが残っているとの答弁がありました。

認定第29号 橋本市一般会計については、歳出において、広野山維持管理委託料と彦谷分校跡管理委託料に関し、今後の方針についてただしがあり、現在、行政改革推進本部において処分または有効利用を図っていく等検討しているとの答弁がありました。

橋本市民病院循環バスに要する経費の関連で、西ルートを高野口町まで延長する計画についてただしがあり、11月1日から新規に高野口ルートを運行予定している。午前、午後、それぞれ左回り、右回りの計4回走行し市民病院を結ぶ予定であるとの答弁がありました。

地域イントラネット等システム構築委託料と地域イントラネット基盤施設整備工事費で2億6,000万円以上の投資をしているが、どのような効果が期待できるのかとのただしがあり、合併に伴い、43カ所の公共施設を光ファイバーケーブルで結んでおり、インターネットの整備、あるいは災害時の情報を速やかに各地区公民館等に報告できるシステムを整備している。また、ネットワークを利用して、橋本市電子公民館を整備するとともに、IP電話に切り替え電話料金の削減を図っているとの答弁がありました。

積立金の福祉事業及び施設充実振興費基金積み立ての内容と基金の累計についてただしがあり、恋野地区に建設された知的障害者

通所授産施設「夢あじさい」に対し、施設充実振興費基金を取り崩し、社会福祉施設整備事業の補助金として設備・備品購入費用を支出したが、購入金額の残金が生じたためもとの基金へ戻し入れたものであり、基金累計額は2,352万2,905円であるとの答弁がありました。

東部コミュニティセンター建設に関する経緯についてただしがあり、橋本クリーンセンターの操業期間延長に伴い、地元区との条件により建設に至ったものであるとの答弁がありました。

広域ごみ処理施設建設周辺建物解体工事費についてただしがあり、現在計画している広域ごみ処理施設から半径500m圏内にある民家の解体工事費であるとの答弁がありました。

畜産物流対策事業補助金の内容についてただしがあり、橋本市養鶏農業協同組合が行った選卵選別機の導入事業であり、事業費1億770万円のうち、国庫補助が3分の1、市単独が5%の補助割合で、合計4,128万5,000円を補助しているとの答弁がありました。

ステーションギャラリー管理運営に要する経費についてただしがあり、高野口駅構内ギャラリーの電気使用料金、開閉業務及び清掃の委託経費であるとの答弁がありました。

市道台帳整備業務委託料に関して、台帳整備の状況についてただしがあり、17年度の新設道路10.1km、改良工事を行った道路約2.7kmの台帳整備の委託料であるとの答弁がありました。

道路維持に要する経費に関して、草刈り等市道の維持管理についてただしがあり、紀ノ川堤防沿線の法面と堤防の市道わきのすそ1mの草刈り及び交差点等危険な部分については委託や職員で対応しているとの答弁がありました。

消防本部の指令システム改修委託料に関して ただしがあり、旧高野口町の消防団事務、水防事務等について、新橋本市消防本部が所管するので、旧橋本市地図検索装置に旧高野口町地区を組み入れるための委託料であるとの答弁がありました。

高野口町学校給食センターに関して、現在勤務している嘱託職員、臨時職員の雇用を考慮し民営化を検討しているのかとのただしがあり、合併協議では平成18年度当初から民営化の予定であったが、諸般の事情により現在に至っている。今後、内部で慎重に検討を重ねたいとの答弁がありました。

産業文化会館管理に要する経費の関連で、産業文化会館として機能を果たすため、規制を緩和し弾力的な運用での対応は可能かとのただしがあり、大型の公共施設については特色ある施設の利活用を検討したいとの答弁がありました。

諸支出金について ただしがあり、平成17年度の3月分決算については、歳入歳出を差し引くと3億8,919万4,885円の赤字であり、その補填のための一時借入金2億円を借り入れ、1億9,500万円を基金から繰り替え運用することにより補填を行ったとの答弁がありました。

歳入においては、市税の不納欠損額5,900万円の内訳について ただしがあり、行方不明200件、生活困窮192件、失業中35件、病気療養中48件、営業不振18件、倒産・破産等27件、死亡102件、生活保護47件、課税物件なし76件、合計995件であるとの答弁がありました。

住宅使用料の滞納整理について、どう対処しているのかとのただしがあり、督促状、催告書、訪宅、電話催告、夜間徴収等行っているが、今後、収納率アップに向け、より一層努力していきたいとの答弁がありました。

認定第30号 橋本市国民健康保険特別会計について から、認定第34号 橋本市老人保健特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第35号 橋本市公共下水道事業特別会計については、公共下水道への接続率アップを目指してどのような取り組みを行っているのかとのただしがあり、地元説明会等の啓発活動に加え、各区の役員にお願いし一軒一軒各家庭を回り説明を行い、根気強く啓発に努め整備率向上に努めているとの答弁がありました。

認定第36号 橋本市駐車場事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第37号 橋本市墓園事業特別会計については、墓園販売に関して、販売を推進する方策はないのかとのただしがあり、墓園の販売についてはPRを充実するとともに、新市からは伊都郡内にも販売範囲を広げ推進しているとの答弁がありました。

認定第38号 橋本市農業集落排水事業特別会計について から、認定第44号 橋本市指定訪問看護事業会計については、質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

13番 松浦君。

〔13番（松浦健次君）登壇〕

○13番（松浦健次君）私は、反対の立場から

討論いたします。

一つの理由としては、一部事務組合の負担金約6,000万円、これについて内容の吟味をすることなく、つまり予算の審議あるいは決算の審議、これをする事なく、白紙的な状態で市議会を通しておるということであります。これは議会の予算審議権、議決権を否定するような運用形態となっておりますので、反対いたします。

いま一つは、市税の徴収について、怠慢のために悪質滞納者が時効によって納税義務を免れるということが少なくないということがあります。同じような件で、市営住宅の滞納者、17年間全然払ってないと。滞納額の最高が229万円、こういう事実を含む決算について賛成することはできません。

以上です。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）平成17年度橋本市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

行政は、地方交付税と臨時財政対策債が大幅に削減されるために財政が苦しくなると合併を推進する理由にしてきましたが、決算では、説明のあった大幅な削減とはなっていません。また歳出面では、市民から要望の強いコミュニティバスの運行を始めたという前進面はありますが、教育の一環として大切な学校給食の調理部門を民間委託したこと、本当に建て替えが必要か真剣な検討なしに、九度山にある「わかくさ寮」の建て替え負担金を支出していることなど、市民の立場に立った決算になっていないと考え、反対をいたします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を集結いたします。

これより認定第1号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）平成17年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について 反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える大切な保険です。しかし、年金生活者や低所得者が多く加入しているため、国民健康保険税の負担が重くなっています。滞納者に対して国は資格証明証の発行を義務化しましたが、橋本市では発行してきませんでした。国民健康保険税を納めることのできない人にとって、医療費を窓口で10割払うことはほとんど不可能であり、医療を受けられないのと同じことです。県からの指導が強かったとはいえ、資格証明証の発行を行ったということは医療を受けられない人をつくることであり、安心して暮らせる、住んでよかったと言える橋本市のまちづくりに逆行することです。

以上をもって反対理由といたします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成17年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君) 起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成17年度橋本市簡易水道事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成17年度橋本市国民宿舎特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成17年度橋本市住宅新築改修資金貸付事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成17年度橋本市老人保健特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第7号 平成17年度橋本市公

共下水道事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第8号 平成17年度橋本市駐
車場事業特別会計決算の認定について を採
決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第9号 平成17年度橋本市墓
園事業特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定

することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第10号 平成17年度橋本市農
業集落排水事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第11号 平成17年度橋本市土
地区画整理事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第12号 平成17年度橋本市介
護保険特別会計決算の認定について を採決

いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第13号 平成17年度橋本市介護サービス事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番(富岡清彦君)登壇〕

○23番(富岡清彦君) 2005年度橋本市水道事業会計決算に反対の立場から討論を行います。

市民に高い水道料金を負担させているその原因は、当初の過大な計画、実に14万4,000人に水を供給する計画でありました。ここから発生している大滝ダム負担金、既に100億円近い支出が行われていますが、ダムは完成し、試験湛水中に発生した地滑り防止工事費に7億8,000万円もの新たな負担が本市に課せられ、現在、支出をしております。さらに2カ所で新たな地滑りの可能性が発見され、現在

調査中と聞いております。ここ、委員長報告と若干違うんですが、私の認識は調査中というふうに思います。私は、大滝ダム負担金はさらに増え続けることは明らかであると考えます。

赤字経営が続く水道事業、水道料金の引き上げは避けられないことになりかねません。そもそもこんな危険な場所にダム建設を計画し、実行している国の責任は明らかだと思います。永遠と続くであろう地滑り対策工事費は当然国が負担すべきと考え、反対討論とします。

○議長(上田順康君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第14号 平成17年度橋本市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君)賛成多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第15号 平成17年度橋本市病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第16号 平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番(富岡清彦君)登壇〕

○23番(富岡清彦君)2005年度高野口町一般会計決算に反対の立場から討論を行います。

反対理由の一つは、決算書全体で「流用」との活字が203カ所もあることです。国語辞典で「流用とは目的以外に使用すること」とあります。違法行為ではないということですが、問題なのは、これでは市民の大切な税金の使途について市民に詳細な説明をすることが困難と考えます。二つは、実質3億8,000万円の赤字決算となっている点。三つは、その関連で、赤字決算が見込まれるのに、集会所の新設、職員給与の引き上げ、大型公共事業の推進、施設の整備、焼却場関連の附帯工事に加え、教育基金の大幅な取り崩しなど、もっと見直すべきところはあったのではないか。合併するのだからこの際と、こういう考

えはなかったのか。合併の目的は財政難を解決していくことにあったと考え、反対討論とします。

○議長(上田順康君)ほかにありませんか。

19番 上垣内君。

○19番(上垣内裕一君)私は、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

流用というふうな部分があるわけですが、これは説明を丁寧にしたための結果でありまして、委員長報告にもあったとおりでございます。

それと、2億いくらの赤字ということにつきましては、2月末で締めたという形の中で、当年度の会計でございませぬので、次の単独の1カ月分の中で交付金だとかいろんなものが含まれてまいりますので、その点をきちっと計算をしてはじめて赤字になると。そういうことでございますので、きちっと計算はできてないと思いますけれども、やれば恐らく赤字ではなかったんじゃないかなと、黒字決算ではなかったかと、そういうふうには私は考えておりますので、その点から賛成と討論をさせていただきます。

○議長(上田順康君)ほかにありませんか。

14番 中西峰雄君。

〔14番(中西峰雄君)登壇〕

○14番(中西峰雄君)反対の立場から討論をさせていただきます。

今、賛成のほうから討論ございましたけれども、実質的に2月で締めたから、3月まで行くと実質的な赤字はなかったんじゃないかという賛成の討論がございましたけれども、私はどう見ましても、高野口町の17年度の決算につきましては数億円単位の赤字になっているはずであるというふうに考えます。これ、客観的に見てもそうだと思います。財政調整基金、これも使い果たしていることも間違いのない事実であります。財政調整基金も使い

果たし、そして数億円の実質赤字を増やしていくという行財政運営については、誠に好ましくありません。

また、17年度の行政執行につき、法的には問題がなかったとしても、行政執行上、手続き上好ましくない執行のやり方があったというのも事実であります。本来、本市、旧の橋本市もそうでございますけれども、高野口町もし仮に単独でいってれば赤字になったであろうということは、先ほど賛成討論された議員も重々承知のところだと思います。そういう状態にありながら、歳出の抑制、歳出の削減の努力の跡が一切見られず、むしろ不要不急の事業、そして費用支出をして17年度の行政を終えたということでありますから、個々の問題については一々言いませんけれども、こういう決算については私は賛成できかねます。

○議長（上田順康君）32番 井上君。

〔32番（井上勝彦君）登壇〕

○32番（井上勝彦君）私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

17年度決算につきましては、先ほど賛成議員が言われたとおり、合併時には2月の末までの決算でありました。普通は3月の末で決済を打って、そして正式な決算になってくるわけなんですけれども、数億円の赤字というのは裏付けあって言うてるんかどうか。これは間違った反対討論であると思っております。今、9月か10月かわかりませんが、私は新市になってから最終決算はどうなっているんかということをお聞きしたら、少しばかりやけれどもプラスになっていると、マイナスじゃないと。2億幾らかの2月末では赤字がありましたけれども、最終決算が来年度出てきますけれども、恐らく高野口町の決算は黒になっておるはずですよ。

それと、17年度に合併をするために要する

にいわば買い物もたくさんしたんじゃないかという、取り崩しですね、取り崩したんじゃないかというお話でありますけれども、これは旧橋本市の議員から見ればそういう解釈も一つはできると思っておりますけれども、私の聞いている範囲では、細かいものについては合併時に新市にご迷惑をかけてはいけませんので、やはり旧高野口町のときに支払い等も全部済ませておこうということで、新市の行政にいろいろな事務的な関係とか支払いその他について要するにご迷惑をかけてはいけませんということで、お支払いを起債を起こしてでも細かい支払いをしたと、私はそういうことで収入役からもきちんと説明を聞いております。

そういうことで、土地の購入におきましても、高野口町が有利なようにということで購入したのではなくて、要するに、一番最重要課題であります広域ごみ焼却場、これについては、やはり旧高野口町ではできるだけ歳費削減をしながら、地元で同意をとっていくために、日夜、夜も昼も寝らんと、この広域ごみの建設に向けて、要するに土地の購入におきましても非常に苦勞をなさって、何年間も毎日苦勞して、そして苦勞の上につくり上げた広域ごみ焼却場であるということをお場で皆さんにご認識をしていただくと。これは並大抵のものではないということをお皆さんに知ってもらわんことには、高野口町には、ごみ焼却場、これは高野口町だけの問題ではないと思っております。

そういう理解を十分持った上で、やはり広域行政、ごみ焼却場というものは、市長も言われておりましたけれども、10億円余りの要するに費用がかかっておるわけですから、そのために、要するにこの土地の購入におきましても、現実にちやうど安く買えたと思っております。当時、会社が健全な会社であった場合、今のこの値段では到底買えており

ませんよ。買えておりません。買えておりませんよ。これ、600mの進入道路その他について、埋立地、これもこの土地を購入することによって、要するに京奈和自動車道の、国の仕事でありますけれども、京奈和自動車道も貫通したん違いますか。そういう大きな高度な政治的判断というものが要るわけなんです。単に細こう使い過ぎとか何やかんやと言うてますけども、あの土地を購入することによって橋本市がどれだけ得しているかということ、あなな方はご認識しておらんと思う。

要するに、広域ごみ焼却場に国から8億円余りの周辺整備は既に済ませてくれておりますんや。あなた方、それをちゃんと広域ごみ対策室で聞きなさい。旧高野口町のときにごみ対策室独自で国に交渉して、8億円余りの予算を国からいただいてきた、こういう苦労もあるわけなんです。中身をわかっていたいただきたい。そういう意味で、私は賛成の立場で討論させていただきます。ありがとうございます。

○議長（上田順康君）21番、福井君。

〔21番（福井康雄君）登壇〕

○21番（福井康雄君）私は、賛成の立場で討論させていただきます。

一つの市と一つの町が合併するということは、いろんな問題が起こります。我々は、この合併は、将来、夢と希望の持てる新しいまちづくりということで、いろんな問題を抱えながら合併したことは皆さま方もご承知のことと思います。先ほど来の17年度の決算について、市も町もいろんな抱えている問題がたくさんあったと思います。だけど、それらを乗り越えて今回の合併がなされたと思います。そういう意味で、私は、17年度の決算云々を乗り越えて、次の新しいまちづくりのための一つの17年度の決算がその結果であったと、こういうことを思っております。そういう点

で、私は、17年度の決算については賛成の立場として討論をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、こをもって討論を終結いたします。

これより認定第17号 平成17年度高野口町一般会計決算の認定をついてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第18号 平成17年度高野口町国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第19号 平成17年度高野口町

老人保健事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第20号 平成17年度高野口町
住宅新築改築資金等貸付事業特別会計決算の
認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第21号 平成17年度高野口町
簡易水道事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定

することに決しました。

次に、認定第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第22号 平成17年度高野口町
下水道事業特別会計決算の認定について を
採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第23号 平成17年度高野口町
農業集落排水事業特別会計決算の認定につい
て を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第24号 平成17年度高野口町
墓園事業特別会計決算の認定について を採

決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第25号 平成17年度高野口町産業文化会館事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第26号 平成17年度高野口町温水プール事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第27号 平成17年度高野口町介護保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第28号 平成17年度高野口町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

(午前10時56分 休憩)

—————
(午前11時15分 再開)

○議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、認定第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番（富岡清彦君）登壇〕

○23番（富岡清彦君）平成17年度橋本市一般会計（3月1カ月分）決算に反対の立場で討論を行います。

反対理由の一つは、旧高野口町分退職手当事務組合脱退精算金3億5,922万7,628円の支出についてです。脱退時期を本年3月末としたことが納得できません。当然のことですが、合併直前の2月にすべきです。脱退時の費用も旧高野口町が負担すべきと考えます。行政は、合併をして橋本市の職員となった、予算的な細かな分析を行い脱退を選択したと説明しますが、私は納得できません。

二つは、高野口町で数千万円規模の新規事業への支出がある点です。数千万円も必要な新規事業についても、合併協議会で協議されたのかと決算委員会での私の質問に答弁をいただいております。

三つは、このような予算支出は合併の目的から逸脱したものではないかと思えます。今日の財政難の要因の一つと考えます。そして、集中改革プランで市民に新たな負担を求めることには納得できません。

以上、反対討論とします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

13番 松浦君。

〔13番（松浦健次君）登壇〕

○13番（松浦健次君）私は、反対の立場から討論させていただきます。

最初に、先ほどの橋本市の17年度決算の反対討論におきまして、滞納最高額が229万円、滞納最長期が17年と申し上げました。これは高野口町の数字でありまして、訂正させていただきます。おわびして訂正させていただきます。ただし、橋本市においても数年にわたる滞納者が多数存在することは事実です。ま

た、本件における討論においても、229万円、17年ということはそのまま通用しますので、その点、橋本市にも引き継がれておると思います。

さらに、事務組合の6,000万円の白紙的な支出についても、橋本市市議会の事前事後の審議は経っておりませんので、こういう議会の審議権を軽視した流用的なことは認められないと考えます。

以上によって反対いたします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第29号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第30号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第30号 平成17年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定

することに決しました。

次に、認定第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第31号 平成17年度橋本市簡
易水道事業特別会計決算の認定について を
採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第32号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第32号 平成17年度橋本市国
民宿舎特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第33号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第33号 平成17年度橋本市住
宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定に

ついて を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第34号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第34号 平成17年度橋本市老
人保健特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第35号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第35号 平成17年度橋本市公
共下水道事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第36号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第36号 平成17年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第37号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第37号 平成17年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第38号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第38号 平成17年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第39号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第39号 平成17年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第40号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第40号 平成17年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第41号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第41号 平成17年度橋本市介
護サービス事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第42号 平成17年度橋本市水
道事業会計決算の認定について を採決いた
します。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第43号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第43号 平成17年度橋本市病
院事業会計決算の認定について を採決いた
します。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第44号 平成17年度橋本市指
定訪問看護事業会計決算の認定について を
採決いたします。

委員長報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決すること
にご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。